

「ダレス・蔣共同コミュニケ」再考

石川 誠 人

(要約)

本稿では、アイゼンハワー政権後期の、米華間の「大陸反攻」をめぐる米華の確執と妥協の過程を追いながら、「大陸反攻放棄声明」と一般的に解釈される、1958年10月に発表された「ダレス・蔣共同コミュニケ」の意義を考察した。

第一次台湾海峡危機を契機に、アメリカでは国府の「大陸反攻」への傾倒は台湾経済への負担であると懸念されるようになる。そのため第二次台湾海峡危機を境に、アメリカは、軍事力は「大陸反攻」の主要な手段ではないとしたコミュニケに依拠し、「大陸反攻」の抑止手段の対象を国府の軍事行動から防衛費にまで広げ、国府に経済を重視させようとするようになった。アメリカは、「大陸反攻」を標榜する国府の台湾支配の在り方に異議を唱え始めたのである。アメリカの「大陸反攻」の抑止手段に注目すれば、コミュニケは、国府が「大陸反攻」から経済発展に重心を移していく際の国際環境を象徴していると言える。

はじめに

「ダレス・蔣共同コミュニケ」は、第二次台湾海峡危機中の1958年10月23日に、アメリカ国務長官のダレス(John Foster Dulles)と国府¹⁾ 総統の蒋介石が発表したものである。このコミュニケにより、国府は、国府の保持する金門・馬祖諸島の防衛への参与の確約をアメリカから得た代わりに、武力を「大陸反攻」の主要な手段としないことを明言した。したがってこのコミュニケは、国府が至上命題とし、アメリカが阻止を図っていた、「大陸反攻」をめぐる米華間の妥協の産物と言える。

本稿の目的は、アメリカのアイゼンハワー政権後期を中心に、「大陸反攻」をめぐる米華間の確執と妥協の過程を追いながら、この「ダレス・蔣共同コミュニケ」の意義を新たに探ることである。その際、主にアメリカ国務省の公刊外交文書集を利用する。

「ダレス・蔣共同コミュニケ」は、「大陸反攻」の主要な手段は武力ではないとの文言により、「大陸反攻放棄声明」と一般的に認知された²⁾。しかし、国府がコミュニケ発表以後も武力による「大陸反攻」を試み続けたため、コミュニケは無意味なものと捉えられる傾向が強い³⁾。その一方、コミュニケは国府の関心を軍事から経済に向かわせ、台湾の経済発展に貢献したとする指摘もある⁴⁾。この指摘は、1950年代末から国府が輸出指向型工業化に繋がる改革を行い、その後の台湾の経済発展の基盤を築いたことを鑑み、コミュニケの意義を経済的側面から捉え直している。しかし、コミュニケ発表以後も国府が「大陸反攻」という軍事的な目標を標榜していた事実を看過している。

従来の「ダレス・蔣共同コミュニケ」の研究は不十分であると思われる。これは、「大陸反攻」をめぐる米華間の確執の経済的側面に着目していないためであろう。1950年代半ばにアメリカ

は、米中戦争回避のために、それまで奨励していた国府の中国大陸への軍事活動を抑制し始めた。それに伴い、アメリカは台湾経済への関心を相対的に高め、国府の軍事への傾倒は台湾経済に負担であると認識するようになったのである。

一方、台湾移転後の国府はその正統性をアメリカの支持に大きく依存し、その内政にはアメリカの影響を強く受けていた。台湾に支持基盤を持たず、単独では中国に対抗できない国府にその存続を保証できたのは、アメリカだけであったからである⁵⁾。1960年代からの台湾の経済成長に伴い、国府の台湾支配はそれまで強かった軍事的色彩を薄め、経済開発により重点を置くようになる。いわば、国府は、内戦を理由に正当化していた独裁を「開発独裁」へと転用したのである。そして、アメリカの対華政策はこの国府の「開発独裁」への転身にも関わっていると考えられている⁶⁾。このことを念頭に、以下本稿では、国府の「開発独裁」への転身に対する「ダレス・蔣共同コミュニケ」の寄与について検討したい。

第1節 第一次台湾海峡危機とアメリカの対中政策の転換

1950年初頭、アメリカのトルーマン (Harry S. Truman) 政権は、国共内戦に敗れ台湾に逃れた国府を見限っており、台湾をアメリカの西太平洋島嶼防衛ラインから除外していた。しかし、1950年6月に朝鮮戦争が勃発すると、アメリカは第七艦隊を台湾海峡へ派遣して中国軍の台湾攻撃を未然に防止し、台湾海峡を「中立化」した。だが、この台湾海峡の「中立化」は、蒋介石が目標に掲げていた「大陸反攻」をも防いでいた。

それに対し1953年1月に発足したアイゼンハワー (Dwight D. Eisenhower) 政権は、同年2月に蒋介石の「解き放ち」を宣言し、国府の「大陸反攻」を黙認する構えを見せる⁷⁾。後にアメリカは、中国大陸への攻撃にはアメリカとの事前協議が必要なことを蒋介石に認めさせ、国府の行動に制約を課すが、「解き放ち」に象徴される中国への敵対的な姿勢は継続させた。アメリカは、朝鮮戦争で直接対決した中国を脅威と感じていたからである。この中国を敵視する姿勢は対華政策にも反映される。同年11月に承認された国家安全保障会議 (NSC) の対華政策文書 NSC146/2 は、台湾を西太平洋島嶼防衛ラインに組み込むとともに、「大陸反攻」を目的としないものの、中国の交易の妨害や中国大陸のゲリラの支援を国府に奨励することを定めた⁸⁾。NSC146/2 は、中国を疲弊させるために国府軍の利用を図っていたため、国府の「大陸反攻」のための小規模な軍事活動を許容していた。

しかし、1955年1月に採択された NSC5503 は、反撃以外の国府の中国に対する軍事活動を抑制し、国府の「大陸反攻」活動を許容しなくなった⁹⁾。これは、54年9月からの第一次台湾海峡危機により、アイゼンハワー政権が米中戦争の危険性を認識し、国共分断の現状の固定を望むようになり、国共双方の武力行使の抑制を図り始めたためである。第一次台湾海峡危機¹⁰⁾においてアメリカは、中国軍の攻撃を受けていた沿岸諸島の失陥が国府の士気の低下、ひいては国府の台湾防衛能力の低下に繋がることを懸念し、沿岸諸島防衛に軍事的介入を行った。そして54年12月には「米華相互防衛条約」(以下「相互防衛条約」と略記)を国府と結び、その台湾防衛義務

を明確にした。しかし同条約は、その適用範囲に国共の戦闘の舞台である沿岸諸島を明示しなかった。また、同条約に付随する「ダレス―葉公超交換公文」（以下「交換公文」と略記）は攻撃行動を米華の合意事項とし、国府の「大陸反攻」の実行にはアメリカの同意が必要なことを明記した。相互防衛条約には、国共分断の現状固定化と米中戦争回避とへのアメリカの志向が反映されている。また中国大陸に近接する沿岸諸島は、容易に国共間の戦闘を引き起こし、台湾海峡の安定化に障害であった。そのため、アメリカは最終的な危機打開策として、同年4月末に金門・馬祖諸島からの国府軍の自主撤退を蒋介石に迫ったのである。

蒋介石は沿岸諸島からの撤退を拒絶した。沿岸諸島の保持は、国府を「中国」唯一の正統政府とする「法統」の観念に必要なからである¹¹⁾。日本に割譲されたことのない沿岸諸島を保持することで、国府は「中国」固有の領土を実効支配していることになり、日華平和条約の締結後も台湾の帰属は未定とする「台湾地位未定論」による「一中一台」の創出を阻止できるのである。また、金門・馬祖諸島は国府の「大陸反攻」の象徴でもあった¹²⁾。「中国」唯一の正統政府を自称する国府にとり、「大陸反攻」と沿岸諸島は不可欠であった。

第一次台湾海峡危機は、1955年4月の中国の周恩来総理による米中会談開催の提案にアメリカが呼応したことで終息に向かう。だが国府は、中国との対決を回避し、沿岸諸島からの撤退を国府に迫り、米中会談に応じたアメリカに反発した。第一次台湾海峡危機後、国府は米軍事援助顧問団の反対にもかかわらず、10万の兵員を金門・馬祖諸島に配置し、沿岸諸島を堅持する決意を示した¹³⁾。またランキン（Karl L. Rankin）駐華大使によれば、相互防衛条約締結後、アメリカの在台機関と国府との協力関係は損なわれたという¹⁴⁾。さらに1957年5月には、台北のアメリカ大使館が民衆に襲撃された¹⁵⁾。第一次台湾海峡危機後の米華関係は、必ずしも良好ではなかった。第一次台湾海峡危機は、国府の「法統」とアメリカの対華政策との矛盾を表面化させたのである。

第2節 「大陸反攻」と経済発展の相克

朝鮮戦争勃発以来、アメリカは多額の軍事・経済援助（以下、アメリカの対華援助を「米援」と略記）を国府に供与していた。トルーマン政権期の援助目的は、主に経済の安定と国府の軍事力の維持にあった¹⁶⁾。しかし、アイゼンハワー政権期の援助目的は、台湾の政治経済的發展を含むものになる。

アイゼンハワー政権の対華援助目的は、第一次台湾海峡危機前に示されている。前述のNSC146/2は、国府の代議制に向けた発展と台湾経済の発展を目標に掲げた¹⁷⁾。この目標は以下の理由に基づいていた。東アジアにおいて中国の政治的脅威に対抗できるのは、「中国」唯一の正統政府を自称する国府のみである。また、中国に対抗し得る影響力を国府が発揮するためには、国府が米援への依存から脱却し、米援に頼らずに体制を維持することが必要である。したがって、国府の政治的影響力の拡大のためにも、台湾経済が発展し米援から自立する必要があったのである。しかし、NSC146/2は国府の中国大陸への軍事活動を奨励していたため、経済発展を重視できず、

当面の経済の安定を優先した¹⁸⁾。

第一次台湾海峡危機発生後に承認された NSC5503 も、国府の政治的発展と台湾の経済発展を目標に掲げた¹⁹⁾。しかし、国府の中国大陆への軍事活動を抑制する方針を採用したため、軍事活動のために経済発展を犠牲にすることはなくなり、経済の発展と安定性の確保との間に援助目的の優先順位を付さなかった²⁰⁾。NSC5503 には、台湾の経済発展へのアメリカの関心の相対的増大が窺われる。

だが、アイゼンハワー政権は台湾経済に関して楽観的な展望を持っていなかった。国府の指導者が「大陸反攻」と軍事に専念して、台湾での内政を等閑視していると考え、これが国府と台湾の政治経済的発展への障害であると判断していたからである。1955年11月に作成された国家情報評価は、国府が台湾での国家という地位を受忍して内政を優先しない限り、国府の統一性と士気、そして台湾経済は維持されないと指摘している²¹⁾。さらに57年8月の国家情報評価も、国府が「大陸反攻」を掲げ、強力な軍事力の保持を図っているため、台湾経済の将来が危ぶまれ、米援が必要になっていると分析した。そして、逆に国府が「二つの中国」を受け入れ、長期的な経済発展に専念すれば、台湾経済は米援を必要としなくなり、国府の士気も向上すると予測した²²⁾。

しかし、アメリカは国府に「大陸反攻」を断念させられなかった。アイゼンハワー政権では、「大陸反攻」の目標が台湾防衛に必須な国府の士気を支えていると考えられていたからである。例えば、国府軍の台湾・澎湖諸島域外での攻撃活動の可否について検討が行われた。1957年10月の第338回国家安全保障会議では、国府の士気を支えている「大陸反攻」の希望の消滅は、国府の台湾防衛能力を喪失させ、東アジアでのアメリカの安全保障に脅威をもたらすと、ダレスの主張が採用されている。そのため、同会議においては国府軍の役割に攻撃活動が含まれることになり、一方、財務省が主張していた国府軍の兵力削減は「大陸反攻」の希求に反するとして、検討されなかった。

しかし、アメリカは「大陸反攻」を支援するわけではない。上述の会議においてアイゼンハワーは、西太平洋島嶼連鎖防衛の維持のために「大陸反攻」の実現を蒋介石に信じさせる、と述べている²³⁾。アイゼンハワーは国府の「大陸反攻」への期待のみを否定しなかったのであり、「大陸反攻」の実行を許す意思を持たなかった。アメリカの「大陸反攻」に関しての国府への配慮は、台湾防衛に対する関心の域を出なかったのである。実際、蒋介石が中国大陆での使用を想定して落下傘部隊の訓練を要請した際、アメリカは国府の士気向上を目的に訓練を承認したが、この部隊が中国大陆で用いられることは防いだ。国務次官のハーター (Cristian A. Herter) が、国府の軍事計画を限定すること、追加の訓練は拒否すること、そして相互防衛条約および交換公文を当該部隊にも適用することの3条件を蒋介石に通達したのである。この3条件は、国府の軍事への没頭が台湾経済の発展を阻害するという危惧に基づいていた²⁴⁾。

もっとも、アメリカの対華政策は、「大陸反攻」に関してジレンマに陥っていたとも言える。アイゼンハワー政権は、国府の「大陸反攻」の希求は台湾経済の発展に対する障害と認識していた。しかし、台湾防衛には国府の士気が必須と認識していたため、国府の士気を支える「大陸反

攻」を否定する要求を国府に行えなかった。アメリカの対華援助政策は、台湾経済の米援からの自立をその目的としながらも、大規模な援助を継続せざるを得ないという矛盾を内包していたと言えよう²⁵⁾。

第3節 第二次台湾海峡危機におけるアメリカの沿岸諸島への政策

第二次台湾海峡危機は、1958年8月23日の中国軍による金門島への大規模な砲撃により始まる。台湾海峡の緊張の高まりを受けて、アイゼンハワー政権は中国軍の金門島砲撃開始以前に危機への対応を検討し、沿岸諸島防衛への関与を事前に決定した。10万の国府軍が沿岸諸島に駐屯していたため、沿岸諸島失陥が国府の台湾防衛能力に及ぼす影響を懸念したのである²⁶⁾。そして中国軍が砲撃を開始した8月23日には、ダレスが沿岸諸島への攻撃は台湾への脅威となると表明し、沿岸諸島防衛への軍事介入を示唆した²⁷⁾。

第二次台湾海峡危機中、国府は交換公文の制約により、自衛と反撃を除いて中国側への攻撃を自制した。しかし、国府は自ら望んで自制していたのではない。8月27日、蒋介石はアメリカに、米華合同での軍事的示威行動、国府軍単独での中国大陸部への爆撃、アメリカ第七艦隊による輸送船団護衛などを要求した²⁸⁾。しかしアイゼンハワー政権には、国府が米中戦争を誘発させるのではないかという疑心があった。そのため、8月29日にアメリカは、金門島への国府輸送船団の護衛を決定したが、護衛区域を公海上のみの金門島から3マイルまでと限定し、また蒋介石の提案には明確に回答できないと返答することを決定した²⁹⁾。蒋介石はこの決定に不満であったが³⁰⁾、アメリカの圧力により、大陸部への報復攻撃を控え続けた。

一方、中国軍は金門島の封鎖に成功し、8月末には金門島の国府軍に投降を呼びかけるにまで至った。アメリカはこのような中国の軍事行動の圧力のみならず、紛争の平和的解決を求める内外の世論の圧力をも受けていた。そのため9月4日に行った演説の中で、ダレスは沿岸諸島防衛の決意を示すと共に、米中大使級会談の再開を中国に呼びかけ、交渉による危機打開の可能性を示した³¹⁾。そして中国が会談再開に応じたため、米中大使級会談は同月15日に再開された³²⁾。

アメリカは、米中会談で国府の権益を侵害する取り決めをしないことを蒋介石に確約していた³³⁾。だが、アメリカの会談再開の方針は国府の不安を煽っていた。9月19日に、国府外交部スポークスマン江易生は、米中会談の進展にかかわらず、国府はその権益が損なわれる取り決めには応じない、との声明を発表している³⁴⁾。国府は、国府を犠牲にした紛争解決の方策が米中間で決められることを危惧していた。

このように、米華間には危機への対応をめぐる確執が潜在的に生じ始めていた。この確執は、9月半ばに国府軍が金門島への大規模補給に成功し、金門島陥落の可能性が消滅したことで、顕在化する。

アイゼンハワー政権は、内外の世論がアメリカの沿岸諸島防衛への参与に批判的であることに敏感になっていた。また、アイゼンハワーは沿岸諸島に軍事的価値を認めておらず、金門島の非軍事化ないしは金門島駐留国府軍兵力の削減の可能性を模索していた³⁵⁾。そうすれば、沿岸諸島

の失陥が国府の台湾防衛能力を著しく低下させることはなくなるため、アメリカは、世論に不人気な、米中戦争に発展する可能性のある沿岸諸島防衛への関与を回避できるからである。そして金門島への大規模補給が成功し、金門島失陥の危険性が消滅すると、アイゼンハワーは沿岸諸島駐留国府軍の削減を実現できると考え始めていた³⁶⁾。この沿岸諸島不要論は、9月末に公表される。9月30日にはダレスが、戦闘停止が実現したならば沿岸諸島に大軍を配置することは愚かなことであると表明している³⁷⁾。この表明は、沿岸諸島への政策をめぐる米華間の確執を顕在化させる。10月1日の記者会見において、蒋介石はアメリカと国府の立場が食い違っていることを認め、沿岸諸島の処置に関してのアメリカの主張を国府が受け入れる義務が無いことを強調した³⁸⁾。

一方中国は、アメリカが国府に沿岸諸島からの撤退を迫っていることを懸念した。国府が沿岸諸島から撤退すれば、国共は台湾海峡により大きく隔てられ、事実上の「二つの中国」が形成されるからである。そのため中国は、アメリカが国府に沿岸諸島からの撤退を迫る根拠を失わせるため、10月6日に、アメリカの輸送船団護衛停止を条件として1週間の砲撃停止を宣言し、さらに同月13日には砲撃停止を2週間延長した³⁹⁾。

中国が砲撃を停止した現状を、アイゼンハワーは沿岸諸島駐留国府軍の削減を蒋介石に迫る好機と捉えた⁴⁰⁾。そしてアイゼンハワーの意向の下、ダレスが軍部と協議した結果、軍の近代化や経済援助の増加などと引き替えに、沿岸諸島の守備隊を3分の1にまで削減することを蒋介石に説得することが決定された。この決定は、沿岸諸島を「大陸反攻」の象徴から、重要性の低い「前哨地」に変化させることを狙ったのである⁴¹⁾。そして蒋介石の説得は、ダレスが行うことになった。

第4節 ダレス・蒋会談と「ダレス・蒋共同コミュニケ」

ダレスが訪台する前日の10月20日に、アメリカ軍が輸送船団護衛を行ったとして、中国は金門島への砲撃を再開した。そのため、アメリカが金門島の「前哨地」化の前提にしていた戦闘停止状態は覆された。しかし、ダレスは同月21日より行われた蒋介石との4回の会談において、一貫して金門島の「前哨地」化の方針を変更しなかった。4回の会談においてダレスは、国際世論の支持を得ることの重要性を理由に、国府が平和志向の姿勢を打ち出すことを求めた。ダレスの国府への具体的な要求は、戦闘を停止して休戦協定の締結を望み、「大陸反攻」を放棄することと、沿岸諸島駐留国府軍の削減あるいは沿岸諸島の非軍事化を受け入れることに集約される。つまりは国府が「二つの中国」の構想を受け入れることを要求したのである。

ダレスの要求に国府は激しく反発した。22日に黄少谷外交部長は、ダレスの提案を国府の基盤を崩壊させるものとして拒否する回答を行った。また23日の4度目の会談では、蒋介石が金門島の喪失は台湾と国府の終焉となると主張して金門島防衛へのアメリカの助力を要請し、最後まで金門島の保持に固執した。だが、ダレスもその主張を曲げなかった。そして、中国の攻撃に対して脆弱な位置にある金門島の保持に固執する蒋介石を非難し、国府が「二つの中国」の構想

を受け入れ、長期的に国共間の戦闘を停止させる努力をすることを求め続けた。

結局、ダレスは国府に「二つの中国」の構想を受け入れさせられなかった。しかし、23日の最後の会談で、ダレスの提案した戦闘停止後での金門島駐留国府軍1万5000～2万人の削減には、蒋介石は同意した。ダレスは、当初の目標規模には及ばないものの、沿岸諸島駐留国府軍を削減することには成功したのである⁴²⁾。

会談が行われる一方で、「ダレス・蔣共同コミュニケ」が作成されていた。コミュニケの草稿はダレスが用意した。国府は、国府が「大陸反攻」のために「戦争」を起こさないとする第6項に反発した。草稿の第6項では、国府が「大陸反攻」を放棄することになるからである。そのため、国府側は「戦争」(war)を「全面戦争」(general war)に変更することを提案した。「全面戦争」ではない「戦争」を起こす余地を残し、「大陸反攻」のための武力行使の可能性を模索したのである。しかし、ダレスはこの提案を拒否した。次に国府側は、「大陸反攻」の主要な手段は三民主義であり、武力行使ではないと、主要な手段でなければ「大陸反攻」に武力を用い得るものに第6項を修正することを求めた。蒋介石が第二次台湾海峡危機以前に、「大陸反攻」の主要な手段は政治であると発言していたように、国府には「大陸反攻」の主張に含まれる武力の割合ならば下げる余地があったからである⁴³⁾。ダレスは第6項に関する国府の提案に譲歩、同意した。国府に「大陸反攻」を標榜し続けることを認めたのである。しかしその代償として、沿岸諸島と台湾・澎湖諸島との防衛上の関連性を明言する第2項に、「現状では」という限定を入れた。相互防衛条約とコミュニケの第2項より派生する、沿岸諸島防衛へのアメリカの参与義務の将来性を不確実にしたのである⁴⁴⁾。

「ダレス・蔣共同コミュニケ」は、アメリカの沿岸諸島防衛への参与義務の将来性を不確定にすることで、国府に「大陸反攻」を標榜する余地を残すという妥協がなされたものであった。したがって、「大陸反攻放棄声明」でも、「大陸反攻」の手段としての武力行使を否定したものでもない⁴⁵⁾。しかし10月23日の発表後、コミュニケはその「武力の行使ではない」という一句が注目され、「大陸反攻放棄声明」と一般に認知されることになった。国府は国共内戦の継続を欲せず、「二つの中国」を受け入れる方向へ動いたと考えられたのである。だが、「一つの中国」をめぐる国共間で内戦が継続しているという建前は、中国の彭徳懐国防部長が10月25日に金門島への奇数日のみの砲撃を宣言したことにより守られる。中国が奇数日に砲撃し、国府が偶数日に砲撃することで、国共双方は台湾海峡の緊張を緩和しつつも儀式的に内戦を継続することができたからである⁴⁶⁾。

第5節 「ダレス・蔣共同コミュニケ」の解釈の食い違いと「大陸反攻」の可能性

国際世論に「大陸反攻放棄声明」と認知されたコミュニケを、国府は否定的に捉えた。国府が「大陸反攻」を放棄したと認知されれば、「中国」唯一の正統政府という国府の主張は覆されかねないからである。そのため、1958年10月末に黄少谷外交部長は、コミュニケに関して二点の異議をドラムライト大使に申し立てた。一点目は、英文のコミュニケでの、“Free China”という

固有名詞の表記に対してである。黄少谷は、国府が「二つの中国」の内の一つの「自由中国」として扱われることを警戒し、「自由中国」に相当する語句は“free China”であると主張した。二点目は、国際世論がコミュニケを「大陸反攻放棄声明」と認知したことへの反発である。黄少谷は、国府は武力行使の権限を放棄していないことを強調した⁴⁷⁾。これに対し、ダレスは国府の解釈が正しいと認めたが、アメリカおよび自由諸国でのコミュニケへの好評価に逆効果を与えとして、コミュニケの修正を拒否した⁴⁸⁾。

しかし国府は、内外の華人に不評であるとして、コミュニケに否定的な姿勢をとり続ける⁴⁹⁾。そのためか、同年11月に陳誠が、「我々の武力を充実強化させ反共復国の使命を達成しなければならない」と、コミュニケに反する演説を行った⁵⁰⁾。同年12月9日に、葉公超駐米大使に対しロバートソン (Walter S. Robertson) 極東担当国務次官補は、陳誠の発言に抗議し、国府はコミュニケを政策の基礎とすべきであると述べた⁵¹⁾。コミュニケ発表後、アメリカは国府の要人の軍事力を強調する発言に容喙するようになっていた。

金門島の兵力削減については、1958年11月17日にドアン (L. L. Doan) 駐華米軍事援助顧問団長と王叔銘国府参謀総長との間で合意がなされ、59年6月30日を期限に、国府は金門・馬祖諸島の守備隊を最低限1万5000人削減し、アメリカは金門・馬祖諸島に新型兵器を配備することになった⁵²⁾。そして59年3月初頭、葉公超はロバートソンに、沿岸諸島駐留国府軍をすでに1万人削減したと伝えた。しかし、実際の削減兵力は530人のみであった⁵³⁾。そのため、ロバートソンは葉公超を追及し、金門島の兵力削減が完了するまでは、アメリカは金門島への兵器を供与しない、と伝えた⁵⁴⁾。ドラムライトによれば、国府は金門島の兵力移転による心理的影響を危惧し、その公開の阻止を図っていたという⁵⁵⁾。国府は、「大陸反攻」の象徴から「前哨地」へという、兵力削減による金門島の役割の変化が及ぼす影響を危惧していたのであろう。

この国府の「大陸反攻」への執着は、米華間でのコミュニケの解釈の齟齬を生み出す。国府は「準軍事的活動」をコミュニケに反しないものと解釈し、実質的な軍事活動の実行を図る。1959年10月に蒋介石は、「非軍事的手段」と「準軍事的手段」として大陸で使用するため、遅延していた落下傘部隊の訓練実施を求めた⁵⁶⁾。アメリカ側は訓練計画を提示して蒋介石の要求に応じた。しかし、蒋介石の計画は、「非軍事的活動」や「準軍事的活動」とは考えられず、交換公文とコミュニケの「武力の行使」に相当すると判断した⁵⁷⁾。蒋介石は、「コミュニケの字義と精神」に従って「大陸反攻」を行うと述べていた⁵⁸⁾。しかし、蒋介石の考える「コミュニケの字義と精神」は、アメリカで認識されているものとは異なっていた。

このように、コミュニケ発表後も米華間では「大陸反攻」をめぐる確執が続いていた。だが、軍事力による「大陸反攻」は、コミュニケの発表前にすでに実現不可能な状況であった。「大陸反攻」は、アメリカの参与無くしては成功しない。しかし、アメリカは国府の大陸への攻撃活動を抑制し、国共の紛争から距離を保つことで、米中戦争に直面することを回避した。したがって、大陸への攻撃にアメリカの事前の同意が必要なことが交換公文に明記された時点で、武力による「大陸反攻」は実現不可能になっていた⁵⁹⁾。「大陸反攻」の実現可能性は、コミュニケによって消滅したのではないのである。

第6節 アメリカの国府への軍事負担軽減の圧力と「十九項目財政・経済改革措置」

「大陸反攻」の実現の可否は、国府の軍事への傾倒が台湾経済にかける負担の問題には無関係であった。国府が「大陸反攻」を標榜していることが、台湾経済の発展に障害となっているとアメリカでは認識されていたからである。1959年11月の国家情報評価は、依然として、台湾経済の自立は国府の過大な軍事力の負担がある限り不可能であること、その一方で大規模な兵力削減は「大陸反攻」の構想を否定する可能性があることを指摘している⁶⁰。しかしコミュニケ発表後、アメリカは兵力削減や軍事費削減を国府に要求しやすくなった。コミュニケにより、「大陸反攻」の主要な手段は軍事力ではないことと、アメリカが国府の実効支配地域全体の防衛に参与することが確認されたからである。

1958年12月に、葉公超が海峡危機による財政難を理由に、59年度における2000万ドルの追加経済援助をアメリカに要請した⁶¹。しかし、国務省は630万ドルのみしか承認しなかった⁶²。アメリカの在台機関が、財政難の原因をその非効率的な財政運営に帰し、防衛費抑制の必要性を認め、国府の主張する財政赤字は米援獲得のための誇張であると分析したからである⁶³。アメリカは、国府の米援依存体質を逆手にとり、防衛費を抑制し財政状況を改善する間接的な圧力を加えたのである。

1959年2月に訪台したドレーパー（William H. Draper, Jr.）委員会⁶⁴は、明確に軍事負担の軽減と経済改革とを国府に求めた。ドレーパー委員会は大規模な兵力削減と、インフレ抑制、貿易拡大や民間企業の発展促進等の経済的措置を蒋介石に求めた。蒋介石は強力な軍事力の維持が経済の負担になっていることを認め、7万人の兵員削減が計画中であると述べた⁶⁵。また、陳誠行政院長と嚴家淦財政部長は、軍の近代化と兵員削減および経済発展の必要性を理由に、米援継続を要請し、経済改革に積極的な姿勢を見せている⁶⁶。このように、ドレーパー委員会との会談では、国府は兵員削減にも積極的な姿勢を見せていた。しかし、実際には蒋介石は兵員削減に消極的であった。59年3月に葉公超は、兵員7万人の削減計画への承認を蒋介石が渋っていることをロバートソンに伝えている⁶⁷。

ところでコミュニケは、国府が非軍事面で中国に対し優位を達成し、国際的な支持を得ることを目的としたものと、アメリカでは考えられていたようである。少なくとも1959年4月の段階で、国務省は他国の注目を集めることを目的とした、「コミュニケを遂行する」ための国府への援助を検討していた⁶⁸。この考慮の背景には、国府が台湾で経済発展を成し遂げ、米援の有効性と西側陣営の優位を実証し、中国の影響力の拡大に対抗することへの期待がある。例えば59年10月に訪台した新国務次官のディロン（C. Douglas Dillon）は、米華の協力による台湾の発展は共産中国の発展を凌駕することを証左したい、と蒋介石に述べている⁶⁹。ディロンは同年11月にも、台湾の経済発展は米援の有効性を証明しているとの演説を行っている⁷⁰。

国際的な支持の獲得を目的とした援助計画を国府に提案したのは、国際協力局副局長のサッチオ（Leonard J. Saccio）である。サッチオは1959年12月初頭に訪台した際に、陳誠らに国府の経

済発展計画への特別援助の可能性を伝えた⁷¹⁾。この提案に応じて、国府の美援運用委員会⁷²⁾が12月中に第三次四ヵ年経済発展計画を二度にわたり、国際協力局駐華分署署長ハワードソン(Wesley Haraldson)に提出した。しかし、ハワードソンはこの計画を不十分なものとし、軍事部門への資源配分の制限を筆頭に保守的な財政政策の採用等の具体的な8項目の要求を美援委員会に示した。この8項目の提案を陳誠は積極的に受け止めた。陳誠は、12月末にハワードソンと会談し、台湾が特別援助の対象とされたことに満足の意を表し、さらにこの計画は「ダレス・蔣共同コミュニケ」の帰結であるとして、計画においてコミュニケに論及するよう提案している⁷³⁾。「大陸反攻」の主な手段を三民主義としたコミュニケは、国府内部の経済発展を志向する勢力を鼓舞する役割を果たしていたのだろう⁷⁴⁾。

しかし、「大陸反攻」が依然国府の至上命題であるため、国府は軍事部門への資源配分の制限を無条件には受け入れられなかった。そのため嚴家淦が、物価上昇分を除いて国防費を現状額に固定し、将来的に国防費が政府支出に占める割合を減少させるという提案を蒋介石に行い、その同意を得ることに成功した。そして、国府はハワードソンの8項目提案を基礎に「経済発展促進計画」を作成するが、その中で「十九項目財政・経済改革措置」を設定し、その第9項で国防費を不変価格計算により現状額に固定することを定めた⁷⁵⁾。そして翌1960年1月8日に、アメリカ側もこの決定に同意した⁷⁶⁾。

1960年7月末に国務省は、経済発展促進計画の進展状況をドラムライトに検討させた。61年度の国府の防衛費は60年度の防衛費を300万元上回ったが、これは「十九項目財政・経済改革措置」に合致する範囲内とドラムライトに判断された⁷⁷⁾。そして60年末には、国務省は経済改革の促進のために、61年度における国府への6000万ドルの経済援助を決定している⁷⁸⁾。このようにアイゼンハワー政権末期には、台湾経済への軍事負担の問題について米華間で了解がなされていたのである。

しかし「大陸反攻」をめぐる米華間の確執は、ケネディ(John F. Kennedy)政権時に再燃する。1962年に国府は、中国大陸での「大躍進」運動後の混乱に乗じて、「大陸反攻」を試みる。しかしアメリカの圧力により、国府は「大陸反攻」を諦めざるを得なかった⁷⁹⁾。この時、アメリカのハリマン(W. Averell Harriman)極東担当国務次官補は、国府が「十九項目財政・経済改革措置」などの米華の了解事項を無視していると国府に抗議している⁸⁰⁾。この抗議は国府が「大陸反攻」を断念した原因ではないが、アメリカが国府の防衛費へも容喙していること示している。「十九項目財政・経済改革措置」は、アメリカに国府の防衛費に制約を課す根拠を与えていたのである。

おわりに

「大陸反攻」をめぐる米華間の確執は、アイゼンハワー政権期には解消されなかった。しかし同時期において、アメリカの「大陸反攻」の抑制手段に変化を見ることができる。

アイゼンハワー政権期における、最初の明確な「大陸反攻」への制約は、中国大陸への攻撃活動に際してはアメリカと事前に協議をするという蒋介石の確約である。この確約は、相互防衛条

約の締結に際して交換公文に明記される。ここにおいてアメリカは、明文化された「大陸反攻」の抑止手段を得た。そして、「ダレス・蔣共同コミュニケ」は次段階の明文化された「大陸反攻」の抑制手段と言えよう。コミュニケは国府の「大陸反攻」放棄を意味しなかった。だが、軍事力は「大陸反攻」の主要な手段ではないというコミュニケの文言は、アメリカが国府要人の軍事力を強調する言動へ容喙することと、国府に台湾経済への軍事の負担を軽減させる圧力を加えることを容易にする。さらにコミュニケは、国府内部の経済改革を志向する勢力を鼓舞する役割も果たしていた。このようなコミュニケの影響は、国府が「十九項目財政・経済改革措置」において防衛費にシーリングを設けるにまで及ぶ。そしてこの「十九項目財政・経済改革措置」は、米華の合意に基づいていたため、アメリカが国府の防衛費に容喙する根拠となった。

このようにアイゼンハワー政権期のアメリカの「大陸反攻」抑止の手段は、国府の軍事活動に対するものから、国府要人の言動、そして国府の防衛費への介入という、「大陸反攻」の未然の防止策へと強化された。このような対華政策は、「大陸反攻」の実行の阻止を目的としていただけでなく、「大陸反攻」を掲げる国府の体制そのものに変化を求めたと言えよう。「ダレス・蔣共同コミュニケ」は、アメリカの「大陸反攻」抑止手段の対象を、国府の軍事活動から国府の支配体制の態様へと深めたのである。

コミュニケ発表以後のアメリカの対華政策が提供する国府の国際環境は、国府の軍事への傾倒には調和しないものであった。アメリカの対華政策が国府に「大陸反攻」を強調する度合いを制限したことは、国府がその支配体制の軍事的色彩を薄め、「開発独裁」へと転身する際の外部環境を整えたのではないだろうか。「大陸反攻」を標榜する国府のあり方にアメリカが異議を唱え始めたという点において、「ダレス・蔣共同コミュニケ」は、国府が「開発独裁」へ転身する際の国際環境を象徴していると言えよう。

なお、本稿は主にアメリカ国務省の公刊外交文書集に依拠した。したがって、米華関係の解釈、また米華双方の政府内部での政策決定過程を解釈するには十分ではない。「ダレス・蔣共同コミュニケ」の意義をより深く考察するためには、これらの視点が必要となってくるであろう。これについては今後の課題としたい。

注

- 1) 本稿では、「国府」とは台湾・澎湖諸島および中国大陸沿岸の金門・馬祖諸島等を実効支配している「中華民国」を指し、その略称を「華」とする。また「中国」とは「中華人民共和国」を指し、その略称を「中」とする。ただし、国府も「中国」唯一の正統政府を自称していたことに留意されたい。また「沿岸諸島」とは、国府が実効支配する中国大陸沿岸の金門・馬祖諸島等を総括したものである。
- 2) 即座に「大陸反攻放棄声明」と報道したものは、例えば次のようなものがある。『朝日新聞』1958年10月24日、『毎日新聞』1958年10月24日、*New York Times*, October 24, 1958. その後の研究で「大陸反攻放棄声明」と捉えたものとしては、以下のものが挙げられる。衛藤瀋吉編『中華民国を繞る国際関係』アジア政経学会、1967年、67 - 68頁、戴天昭『台湾国際政治史研究』法政大学出版会、1971年、460 - 463頁、前田直樹「第一次台湾海峡危機とアイゼンハワー政権—危機処理をめぐる米台摩擦」『広島法学』第18巻4号(1995年)、160頁注16、Qiang, Zhai, *The Dragon, the Lion, and the Eagle: Chinese-British-American Relations, 1949-1958* (Ohio: The Kent State University Press, 1994), pp.

- 202-203.
- 3) 戴, 前掲書, 462 - 463 頁, 若林正文『台湾—民主化と国体の相克』東京大学出版会, 1992 年, 73 - 74 頁, John H. Garver, *The Sino-American Alliance: Nationalists China and American Cold War Strategy in Asia* (New York: M. E. Sharp, 1997), p. 139; Nakatsuji, Keiji, "The Strait in Crisis: America and the Long-Term Disposition of Taiwan, 1950-1958," (Ph. D. Dissertation: University of Chicago, 1985), p. 207.
 - 4) 田島敏雄「中国・台湾 二つの開発体制」東京大学社会科学研究所編『20 世紀システム 4 開発主義』東京大学出版会, 1998 年, 186 頁, Stephan Haggard, *Pathways from Periphery: The Politics of Growth in the Newly Industrializing Countries* (New York: Cornell University Press, 1990), p. 92; Stephan Haggard and Pang, Chien-Kuo, "The Transition to Export-Led Growth in Taiwan," in Joel D. Aberbach, David Dollar, and Kenneth L. Sokoloff, eds., *The Role of the State in the Taiwan's Development* (New York: M. E. Sharpe, 1993), pp. 71-72; Neil H. Jacoby, *U.S. Aid to Taiwan: A Study of Foreign Aid, Self-Help, and Development* (New York: Frederick A. Praeger Publishers, 1966), p. 139; Pang, Chien-Kuo, "The State and Economic Transformation: The Taiwan Case," (Ph. D. Dissertation: Brown University, 1988), p. 186, 188; Steve Tsang, "Chiang Kai-Shek and the Kuomintang's Policy to Reconquer the Chinese Mainland," in Steve Tsang, ed., *In the Shadow of China: Political Developments in Taiwan* (London: Hurst & Company, 1993), p. 55.
 - 5) 若林, 前掲書, 12 - 14 頁.
 - 6) 若林, 前掲書, 161 - 169 頁.
 - 7) 蒋介石の「解き放ち」は, 中国に朝鮮戦争の休戦交渉に応じさせることを目的としていた. 蒋介石の「解き放ち」については, Chang, Su-Ya, "Unleashing Chiang Kai-Shek?: Eisenhower and the Policy of Indecision toward Taiwan, 1953," 『中央研究所近代史研究所集刊』第 20 期 (1991 年) を参照.
 - 8) NSC146/2, "United States Objectives and Courses of Action with respect to Formosa and the Chinese National Government," November 6, 1953, in Paul Kesaris, ed., Documents of the National Security Council, Fifth Supplement (以下, DNSC, 5th. の要領で略記) (Washington, D. C., 1989) (マイクロフィルム, 立教大学). アメリカの対中強硬政策の形成については以下の文献を参照. 湯浅成大「対中強硬政策形成への道 アイゼンハワー・ダレスと中国・台湾」『アメリカ研究』第 26 巻 (1992 年), Gordon H. Chang, *Friends and Enemies: The United States, China, and the Soviet Union, 1948-1972* (California: Stanford University Press, 1990), pp. 88-112.
 - 9) NSC5503, "U. S. Policy toward Formosa and the Government of Republic of China," January 15, 1955, DNSC, 4th.
 - 10) 第一次台湾海峡危機については, 前田, 前掲論文, G. Chang, *op. cit.*, chap. 4 を参照した.
 - 11) Wang, Jisi, "The Origins of America's 'Two China Policy'," in Harry Harding and Yuan Ming, eds., *Sino-American Relations, 1945-1955: A Joint Reassessment of a Critical Decade* (Delaware: Scholarly Resource, 1989), p. 206. 「法統」については, 若林, 前掲書, 9 - 10 頁を参照.
 - 12) 国府が金門・馬祖諸島を堅持した理由を台湾防衛に求める見解もある. Tsang, *op. cit.*, p. 48; Thomas E. Stolper, *China, Taiwan, and the Offshore Islands* (New York: M. E. Sharpe, 1985), p. 82; 林正義『一九五八年台海危機期間美国対華政策』台北, 台湾商務印書館, 1985 年, 15 頁.
 - 13) *Foreign Relations of the United States* (以下, *FRUS* と略す), 1955-1957, vol. 3, pp. 13-14.
 - 14) *Ibid.*, pp. 139-143.
 - 15) この事件を「五・二四事件」という. 国府の特務少佐を殺害したアメリカ軍人に無罪判決が下されたことにより起こった暴動である.
 - 16) Jacoby, *op. cit.*, pp. 30-32.

- 17) NSC146/2, op. cit.
- 18) “NSC Staff Study on United States Objectives and Courses of Action with Respect to Formosa and the Chinese National Government,” attached to NSC146/2, *ibid.*
- 19) NSC5503, op. cit.
- 20) “Summary Statement of Current Military and Economic Assistance Programs for Formosa,” attached to NSC 5503, *ibid.*
- 21) *FRUS, 1955–1957*, vol. 3, pp. 153–154.
- 22) *Ibid.*, pp. 585–593. 1956年度の国府の中央政府支出に占める国防部主管の支出は約80%である。行政院主計処編『中華民國統計提要』（台北，出版年不明）（マイクロフィルム，一橋大学）。もっとも、国府は台湾の経済発展に関心が無かったわけではない。例えば、1950年8月に蒋介石は、「台湾建設は反共抗ソの根本的な活動である。……私は台湾が必ず三民主義の模範省として建設され、大陸奪還以後の建国事業の堅実な基礎と定められると信じている」と語っている。張其昀主編『先總統蔣公全集』（以下『蔣公全集』と略記）台北，中国大学出版社，1984年，第三冊，2049頁。
- 23) 以上，第338回国家安全保障会議については，*FRUS, 1955–1957*, vol. 3, pp. 611–619を参照。
- 24) 訓練は1957年10月に承認された。*Ibid.*, pp. 633–634; *FRUS, 1958–1960*, vol. 19, pp. 4–5.
- 25) 1950年から57年までの国府への米援の総額は，軍事援助は約15.7億ドル，経済援助は約7.2億ドルである。“Operation Coordinating Board Report on U. S. Policy toward Taiwan and the Government of Republic of China,” April 15, 1959, DNSC, 4th.
- 26) *FRUS, 1958–1960*, vol. 19, pp. 50–51. アイゼンハワーは，蒋介石は沿岸諸島駐留国府軍を「人質」にしていると，蒋介石を軽蔑している。*Ibid.*, p. 98.
- 27) *New York Times*, August 24, 1958. 沿岸諸島防衛への軍事介入のためにアイゼンハワー政権が沿岸諸島と台湾の防衛上の関連を指摘したのは，1955年1月にアメリカ両院で可決された，アメリカ大統領に台湾防衛のための武力行使の権限を与えた「台湾決議」が，その適用範囲に沿岸諸島を明示していなかったからである。
- 28) *FRUS, 1958–1960*, vol. 19, pp. 83–86.
- 29) *Ibid.*, pp. 100–102.
- 30) 蒋介石は，アメリカの8月29日の決定に対し，同盟国の政策ではない，と憤慨している。*Ibid.*, pp. 107–108.
- 31) *Ibid.*, pp. 134–136; Kenneth T. Young, *Negotiating with the Chinese Communists: The United States Experience, 1953–1967* (New York: McGraw-Hill Book Company, 1968), p. 147. 米中大使級会談は1957年12月から中断していた。
- 32) 第二次台湾海峡危機中の米中大使級会談では，紛争解決のための妥協はならなかった。第二次台湾海峡危機中の会談は，*ibid.*, chap. 7を参照。
- 33) *FRUS, 1958–1960*, vol. 19, Microfiche Supplement (以下，MSと略記)，No. 95.
- 34) 『中華民國史事紀要（以下，『史事紀要』と略記）』中華民國四十七年十至十二月份，884頁。
- 35) 9月11日にアイゼンハワーは，金門・馬祖は不要とするマッケルロイ (Neil H. McElroy) 国防長官の意見に賛成している。その翌日にはダレスに，金門島の放棄を考慮していることを伝えている。*FRUS, 1958–1960*, vol. 19, p. 161–163.
- 36) *Ibid.*, pp. 296–297.
- 37) *New York Times*, October 1, 1958.
- 38) *New York Times*, October 2, 1958.
- 39) 鄭永平「台湾海峡危機期間的美台関係」資中筠・何迪『美台関係四十年』北京，人民出版社，1990年，147頁，He Di, “The Evolution of the People’s Republic of China’s Policy toward the Offshore Islands,”

- in Warren I. Cohen and Akira Irie, eds., *The Great Powers in East Asia, 1953-1960* (New York : Columbia University Press, 1989), p. 240.
- 40) *FRUS, 1958-1960*, vol. 19, pp. 346-347.
 - 41) *Ibid.*, pp. 363-370, 381-382. 沿岸諸島の「前哨地」化はすでに第一次台湾海峡危機において考慮されている。G. Chang, *op. cit.*, pp. 134-135.
 - 42) 以上のダレス・蔣会談の経緯は, *FRUS, 1958-1960*, vol. 19, pp. 413-416, 418-419, 421-426, 428-433, 438-440 による。
 - 43) 1958年5月に蒋介石は, 3割の軍事力と7割の政治力を用いて「大陸反攻」を成功させる, とアメリカ人記者に述べている。『蒋公全集』, 第三冊, 3925頁。
 - 44) 以上のコミュニケ作成の経緯は, *FRUS, 1958-1960*, vol. 19, MS, No. 251 による。
 - 45) 同様の見解は, 林, 前掲書, 139 - 140 頁。
 - 46) 松田康博「中国の対台湾政策 - 『解放』時期を中心に」『新防衛論集』第23巻第3号, 1996年, 39 - 40 頁。
 - 47) *FRUS, 1958-1960*, vol. 19, pp. 461-462.
 - 48) *Ibid.*, pp. 475-476.
 - 49) 例えば, 同年12月に黄少谷が, コミュニケが内外の華人に不評であると, ダレス宛の書簡の中で述べている。 *FRUS, 1958-1960*, vol. 19, MS, No. 291.
 - 50) 『史事紀要』 中華民國四十七年十至十二月份, 539 頁。
 - 51) *FRUS, 1958-1960*, vol. 19, pp. 498-500.
 - 52) *FRUS, 1958-1960*, vol. 19, MS, No. 285.
 - 53) *Ibid.*, No. 328.
 - 54) *FRUS, 1958-1960*, vol. 19, pp. 550-551.
 - 55) *FRUS, 1958-1960*, vol. 19, MS, No. 334.
 - 56) *FRUS, 1958-1960*, vol. 19, pp. 618-620.
 - 57) *Ibid.*, pp. 634-635.
 - 58) *Ibid.*, p. 562.
 - 59) 同様の指摘は, Garver, *op. cit.*, p. 137.
 - 60) *FRUS, 1958-1960*, vol. 19, pp. 632-633.
 - 61) *FRUS, 1958-1960*, vol. 19, MS, No. 298.
 - 62) *Ibid.*, No. 329.
 - 63) *Ibid.*, No. 306 ; *FRUS, 1958-1960*, vol. 19, pp. 535-536.
 - 64) ドレーパー委員会は, 経済援助と軍事援助の比率の問題を検討するために, 1958年11月に設けられた。川口, 前掲書, 48 - 49 頁
 - 65) *FRUS, 1958-1960*, vol. 19, pp. 528-530.
 - 66) ちなみに, 陳誠は会談の冒頭で, 「大陸反攻」の主要な手段は政治であることを確認している。 *FRUS, 1958-1960*, vol. 19, MS, No. 324.
 - 67) *FRUS, 1958-1960*, vol. 19, p. 552.
 - 68) "Operation Coordinating Board Report on U.S. Policy toward Taiwan and Republic of China," April 15, 1959, DNSC, 4th.
 - 69) *FRUS, 1958-1960*, vol. 19, p. 618.
 - 70) *Department of State Bulletin*, vol. 61, No. 1066 (November 30, 1959), p. 779.
 - 71) *FRUS, 1958-1960*, vol. 19, MS, No. 415.
 - 72) 美援運用委員会は国府の米援運用の最高決定機関である。 Jacoby, *op. cit.*, pp. 59-63.

- 73) *FRUS, 1958-1960*, vol. 19, pp. 643-646.
- 74) Haggard and Pang, *op. cit.*, pp. 71-72.
- 75) Pang, *op. cit.*, pp. 207-215; 康緑島『李国鼎口述歴史』台北, 卓越文化出版社, 1993年, 141頁.
「十九項目財政・経済改革措置」の内容は, 沈雲龍編著『尹仲容先生年譜初稿』台北, 伝記文学出版社, 1988年, 508 - 514頁を参照. ちなみに, 同計画ではコミュニケには論及されていない. また, 李国鼎によれば, 蒋介石が防衛費を固定することに同意したのは, 米援への依存を懸念したためであるという. 康緑島, 前掲書, 143頁.
- 76) *FRUS, 1958-1960*, vol. 19, pp. 648-649.
- 77) *FRUS, 1958-1960*, vol. 19, MS, No. 466.
- 78) *Ibid.*, No. 489. 1961年度の国府の防衛費が前年度の防衛費を上回ったために, アメリカが借款額を1000万ドル削減したという指摘がある. Pang, *op. cit.*, p. 213. しかし, これは1962年度のことと思われる. *FRUS, 1961-1963*, vol. 19, p. 244, Footnote 3を参照.
- 79) G. Chang, *op. cit.*, pp. 224-227.
- 80) *FRUS, 1961-1963*, vol. 22, p. 224.